

学位論文題名

戦前の北海道における「劣等児等の特別教育」の成立と 教育実践に関する研究

学位論文内容の要旨

1. 地方史「知的障害児教育実践研究」の意義

我が国の教育史研究は、中央中心の概説史であり、しかも、主要な研究対象は教育法制施策の浸透状況の論述やその浸透状況に照合させた思想的運動史であった。しかし、都道府県教育史をふまえた知的障害児教育史が体系化されるべき時期にあると考え、教育実践史の前史編として論述した。

本稿では、北海道における第二次大戦前の劣等児等の特別教育の成立過程とその教育実践について解明を試み、北海道の独自性と道外との共通性、並びに戦前における特質について検討した。これらの検討の試みは、知的障害児教育実践の史的研究への新たな提起となるばかりでなく、近未来の障害児教育への新たな示唆となりうると考えられる。

2. 戦前の北海道における「劣等児等の特別教育」の成立

劣等児等の特別教育実践では、「特別学級」形態と「通常学級」形態の双方において、通常教育実践との共通性が存在していたと考えられる。

明治期においては、特別教育は、通常学級に在学する児童のうちで、通常の内容・方法では学習が著しく困難な者への教育的対応の一つの形態として存在し、展開された。特別教育の展開は、特別教育論の顕現化と特別教育実践の顕在化に反映されていると考えられた。特別教育論の初出論文は、1905年である。特別教育の実践は、「特別学級」編制形態によるものと、「通常学級」指導形態によるものとがあった。三笠村幌内小学校は、1910年に、「通常学級」における課業時間内特別指導と課業時間外特別指導を実践していた。幌別村幌別小学校の特別指導は、釧山地区の発展による学校の大規模化に伴う学級編制上の問題解決策として成立したが、劣等児等の「特別学級」を編成することはなかった。「特別学級」編制形態は、1908年4月の北海道師範学校代用附属円山小学校「複式特別学級」が最初である。1910年当時、函館市東川小学校と亀田小学校では、就学児童のうち劣等児等の取扱いを教育経営上の問題として取り上げ、準備期間を経て特別学級編制形態による実践に取り組んだ。また、1910年当時の「通常学級」において、劣等児等への特別配慮指導や特別指導による実践が特徴的に成立したのは、いずれも釧山地区と函館市や小樽市等の振興地区においてであり、しかも、学校規模の増大化に対処するものであった。このように、拓地殖民を優先した教育の「北海道性」を背景として、1905年頃に特別教育論が興り、1908年には「特殊学級」編制による実験的教育実践が開始され、1910年には「通常学級」における特別な配慮指導及び特別指導形態が工夫され、北海道における劣等児等の特別教育が展開されていったと考えられた。

大正期は、六年制義務教育制度の完成期を迎え、教育内容・方法の効率化、知能検査の標準化、児童の個性や自主性を尊重する新教育思想及び「学校衛生」思想並びに「社会教育」行政指導が顕現化し、それらが新しい教育実践の展開へ影響を与えた時期である。北海道においては、1923年に札幌師範学校附属小学校「補助学級」が、1926年には小樽市色内小学校「遅進児学級」が、翌1927年には北海道函館師範学校代用附属亀田小学校「劣等児学級」が開設された。続いて、1931年函館市東川小学校「養護学級」が、さらに1935年に室蘭市天澤小学校「特別学級」がそれぞれ開設された。

3.戦前における北海道の特別教育実践の独自的特質

戦前の知的障害児教育において先進的に取り組まれた、独自の実践の数例を検討した。

(1) 成績不良児童の「履修課程選択権」について：幌茂尻小学校長伊藤初太郎の「成績不良児童の履修課程選択権」(1925年)論では、1.教育主体が実質的に児童本人とその保護者に在ること、2.第一点を前提として、教育形態は児童とその家族が教育専門家等と協議して選択すること、3.教育目標・教育内容・方法及び成績評価・認定に関する選択権を認めること、が主張された。この履修課程選択権論が興った背景の一つは、根室地方における古くから開けた海岸地方と農業を基盤とする新しい地方との二分化がもたらした、教育発展の時間的なずれにあることが考えられた。

(2) 校内研究組織「個性教育研究部」について：函館市東川小学校は、1931年、校内研究組織「個性教育研究部」を設けて全校体制で劣等児等の特別教育を実践した。校内組織化の要因として、特別学級担任北川能光が、1931年の特別学級開級の前後に鈴木治太郎ら斯道の先達を訪ね二年間にわたり指導を受けていること、及び文部省訓令「個性尊重及職業指導二関スル件」(1927年)の趣旨に沿った全校協働体制による学級開設を行ったことなどが関与していたと考えられた。

(3) 学習指導計画「個別指導案」について：室蘭市天澤小学校遠藤勲訓導は、1935年当時、劣等児等の「特別学級」の特別教育法として、指導計画「個別指導案」による教育を実践していた。遠藤は、劣等児等の学習適性・進度及び卒業後の進路を考慮した個別的指導に意を用いており、その学習指導のための「個別指導案」を工夫していた。

北海道における初等通常教育は、行政の拓地殖民優先施策のもとに、児童の居住地に適応させる能力の育成を目標に掲げ、簡易・簡便な教育条件を特例として存在し発展した。劣等児等の特別教育との関係では、単級複式編制による教育組織と教育内容・方法があった。単級複式編制教育においては、学年や学級の区分がなく、学年・年齢・性別・学習の習熟度・適性・卒業後の進路などにおける個別性を考慮した教授法を指導原理とするが、特別教育においても広く実践されていた。また、単級複式編制教育が展開された学校においては、在学の軽・中程度の劣等児等に対する指導が可能であり、実際に通常学級形態による指導が行われていた。すなわち、統合的形態をとる一体型教育が、限定的ながら展開されていたことが示された。

このように「北海道性」を背景として形成され、戦前期の特別教育の先進的実践において認められた特質は、今日の北海道知的障害児教育の実践原理につながるものがあると考えられる。しかし、その接続性については、今後さらに関係資料を蓄積・精査しながら、戦前・戦後の知的障害児教育実践との関係を分析していく必要がある。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 室 橋 春 光
副 査 教 授 須 田 勝 彦
副 査 教 授 大 泉 溥 (日本福祉大学社会福祉学部)
副 査 助 教 授 平 田 勝 政 (長崎大学教育学部)

学位論文題名

戦前の北海道における「劣等児等の特別教育」の成立と 教育実践に関する研究

本論文は、知的障害や学業不振を主たる対象とした「劣等児等」に対する特別な教育形態の発生と成立過程およびその実践に関して、散在する教育関係の史資料を収集・整理することによって、拓地植民政策のもとで行われてきた北海道における初等教育の特性と、その中で発生した「劣等児等」に対する「特別教育」のありさまを解き明かそうとしたものである。

本論文は、序章から終章までの7章から構成されている。

序章から第3章においては、日本の戦前における初等教育の基本的形態をふまえて、北海道における初等教育の実施状況の特質が述べられている。日本の戦前期における特別教育は、就学歩合の数的向上を目指した勸学奨励政策の展開の中で発生した。就学歩合の向上に伴う学業不振児童と劣等児童等の問題の発生は、これらの児童の救済のための特別な教育形態を萌芽させることになった。就学児童への学習上の救済のために、東京や大阪などの大都市や教育立県をめざした長野県などで特別な教育組織による特殊な教授法が萌芽したのに対して、北海道の初等教育は、明治政府の拓地植民政策により「北海道性」を帯びながら展開されていたことが明らかにされた。その教育目標は「実利勸業主義」的観点から設定され、教育形態では地域的特性を重視した「単級複式編制」が多用されており、このことが北海道における劣等児等の特別教育の発生と展開に大きく影響したと考えられた。わが国の就学義務制実施を徹底する過程において就学督責が明確化され、それに対応して就学猶予・免除規定も制定されたことにより劣等児等に対する義務教育免除が発生したが、北海道においては就学歩合などが特に低位であったので、文部省は就学指導の緩和的運用を容認した。このような状況下で、北海道においては、明治末期に劣等児等の存在とその救済への関心が一定の高まりを見せるが、道外の先進的な府県のような「特別学級」設置による問題解決という本格的な発展には至らなかったことが明らかにされた。

第4章から終章では、北海道における劣等児等を対象とする現場教師による教育論および特別教育の展開過程が、戦前に発行された17団体1000冊以上の教育雑誌等の史資料をもとに

分析・検討された。師範学校附属小学校等8つの学校について、劣等児等を対象とした特別教育のあり方が分析された。北海道における劣等児等に個別に対応する教育においては、救済・憐憫観、社会防衛観等からの制約を受けながらも、生存権、平等権、教育機会の均等などの思想に依拠して展開されていたことがうかがわれた。これは、北海道において他府県より明確に認められる傾向であり、「単級複式編制」という「北海道性」の限界を背負いながらも、その特性の故に特別教育がある程度進展したことを反映するものと考えられた。北海道における特別教育の教育目的・教育像は、拓地植民政策の中にあって実利勸業主義、生活主義に基づいたものであり、劣等児等であっても、労働者不足の開拓地域や鉱山地域などでは植民となるための勤労者像が期待されていたことが、教育実践の分析を通して明らかにされた。このように劣等児等の社会的な役割を認め、個別の対応を考慮する指導内容・方法が、限定された地域ではあるが展開されていたことを一定程度解明したといえる。北海道の開拓社会の成立と発展は、その地域に生きる人間の殖拓活動の教育にかかっており、学校教育関係者は、その地域の教育的要望に応え、地域に根ざした教育を進めようとしたことが示された。

本論文は、国の政策を中心とする論説や個別的事例の発掘調査報告だけでなく、地方史の裾野をふまえて障害児教育史研究を再検討し体系化すべき時期にきているという要請に応えた、という点で学術的価値を有する。多数の資料の発掘と整理にオリジナリティが認められ、戦前の北海道においては学業不振児と知的障害児との区別が未確立であったことを実証的に明らかにした点が注目される。そして、拓地植民を優先した「北海道性」の教育特性と対応した特別教育の萌芽形態について実証的な考察が精細になされている。特別教育の展開と実践の特質について、北海道の独自性と他府県との共通性をさらに掘り下げることや、戦後の知的障害児教育実践への接続性について、さらに関係資料を蓄積し分析することなどの課題を残しているが、本論文は教育史的に重要な意味をもち、従来の日本障害児教育史を再考させる価値を持ちうる論文として評価できる。

よって著者は、北海道大学博士（教育学）の学位を授与される資格があるものと認める。